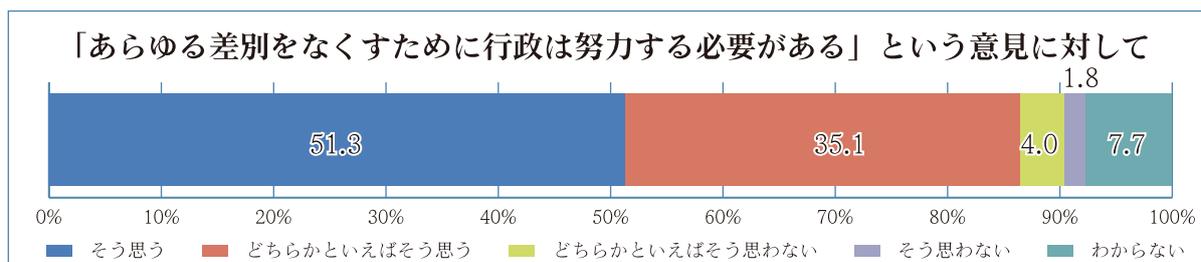


認識することが必要です。

また、同和問題の解決と、他のあらゆる人権問題の解決は、差別の解消や人権の尊重といった視点で相通じていることを理解し、真に一人ひとりの人権が尊重される差別のないまちづくりに取り組まなければなりません。

町民意識調査では、「あらゆる差別をなくすために行政は努力する必要がある」と多くの町民が回答しています。



「差別」とは、言い換えれば「格差」や「不平等」が存在することであり、その「格差」や「不平等」の解消や是正こそが行政に求められているということがこの結果から分かります。

そして、町行政の目的は、町民の生命と安全を守るとともに、町民生活の向上を図り、誰もが幸せで住みよい津和野町を実現することです。言い換えれば町民の人権を守ること、すなわち「誰もが自分らしく生きる権利」を守ることそのものです。町行政において、人権に無縁の業務はひとつもないといえます。

改めて、「基本的人権の尊重」という目標をしっかりと見据えなおし、地域の実情の把握に努め、住民一人ひとりの人権が尊重されるために、町民が共に生き、共に支え合う町を目指し、行政全部局が連携し、町民との協働を図りながら施策を展開していく必要があります。

(2) 行政職員の資質向上

上記の「行政の役割」に基づき、職員一人ひとりが、行政職員としての社会的立場を自覚し、人権感覚をみがき、それぞれの立場で常に人権尊重の視点に立つことが必要です。そのため人権問題を正しく認識し適切に職務が遂行できるよう資質の向上に努めます。また、同和問題だけでなく、様々な人権問題についての職員研修会を年数回開催します。また、研修会等で学んだ知識や認識をもとに、創造的・主体的に行動できる行政職員を育成していきます。

(3) 町民一人ひとりの役割

町民一人ひとりが人権を自分のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、日常生活の中で実践することが必要です。そのためには、人権問題に関する講演や啓発活動に主体的に参加していくとともに、様々な人権問題の当事者との交流やふれあいを通して、豊かな人権感覚を身に付けることが必要です。

(4) 地域社会の役割

生活様式、価値観の多様化や少子高齢化の進展などにより、地域の連帯意識の希薄化が指摘される中、町民一人ひとりが、様々な人権課題を共有し、その解決に向け、それぞれの力を出しあい、互いに助け合うという体制づくりが求められています。このため、自治会をはじめ、民生委員・児童委員、婦人会や教育機関、企業、事業所などの関係機関によるネットワークが必要です。

このネットワークは「津和野町人権・同和対策推進協議会」が中心となり、地域全体で相互に連携し、効果的な活動に取り組めるよう努めます。

(5) 企業、事業所の役割

企業、事業所は、地域社会の一員として社会性・公共性を有し、地域や町民に対して様々な社会的責任を負っています。企業、事業所内での人権教育・啓発を推進し、人権尊重の意識を高めるとともに、公正な採用、配置、昇進など、職場における人権の保障に取り組むことが必要です。

(6) 民間団体等との協働の推進

県内には、自ら学習会を主催したり、人権侵害を受けている当事者の支援を行ったりするなど、人権・同和教育や啓発に自主的に取り組むNPO等の民間の活動が生まれています。

この民間の活動は、草の根的な運動として住民の共感を呼び、県や市町村が取り組んでいない先駆的事業展開や住民ニーズ、地域課題への柔軟な対応などの成果を上げています。

今後こうした民間の団体や、町内にある他の活動団体も町の人権・同和行政や人権・同和教育の重要な担い手として位置付けるとともに、連携・協力して課題解決に対する町民の関心や参加意欲を高めていく取組を進めます。

(7) 国や県等との連携・協力

国や県、県内各市町村との連携を強化し、それぞれが保有する情報、教材や研修会等の機会を積極的に活用するとともに、松江地方法務局、県及び関係団体で構成する県レベルの「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」並びに松江地方法務

局の各支局やその管内の「地域人権啓発活動ネットワーク協議会」での連携を強化し、効果的な人権・同和行政、人権・同和教育を進めます。

また、町内の人権擁護委員の活動にも積極的に連携し、様々な啓発活動を進めます。

6. 人権・同和教育と啓発の推進

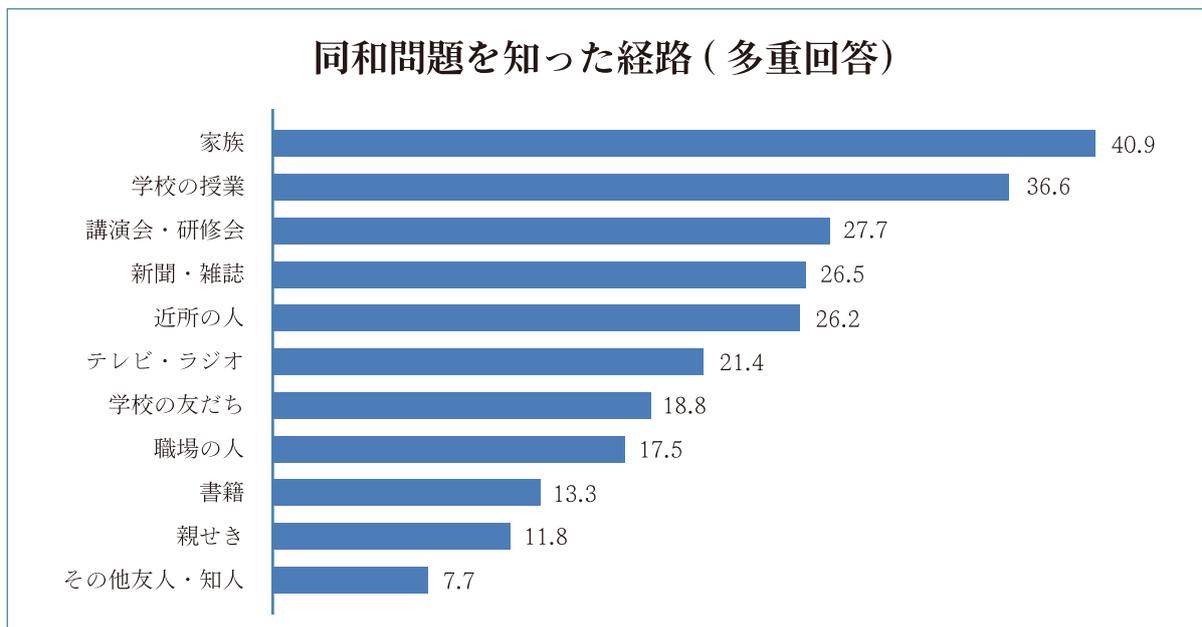
人権・同和教育や啓発の推進にあたっては、「法の下^{もと}の平等」の原則に基づき、部落差別が憲法に明記されている「基本的人権」の侵害であるとの認識に立つことが重要です。今なお、町内にある差別の実態に学び、すべての学校、地域において、教職員並びに関係者が推進体制を確立し、社会人権・同和教育及び学校人権・同和教育が連携して、それぞれの立場で積極的に取り組みます。

また、教育委員会は、あらゆる差別の解消に向け、教育行政の責務を明らかにし、人権・同和教育を重要な課題として位置づけ、推進する条件の整備を図ります。そして、2012（平成24）年3月策定の「津和野町教育ビジョン」に記されている人権・同和教育の推進の具体的目標である「人権・同和教育を積極的に推進し、全ての町民が共生できる社会の実現」を目指します。

(1) 社会教育・啓発の推進

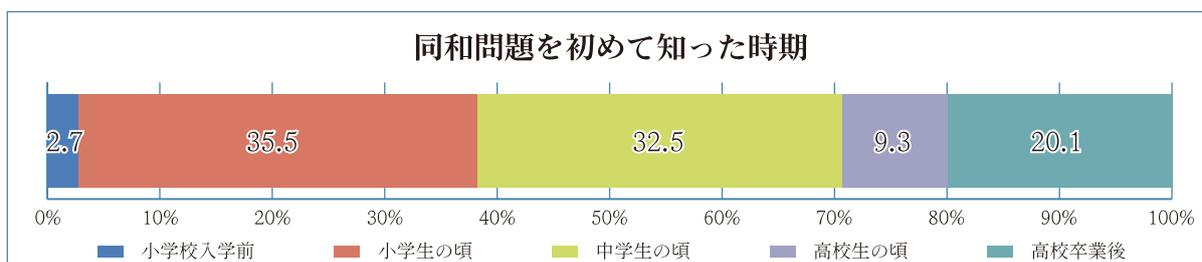
- ① すべての町民が部落差別の不合理性について認識を深めるとともに、その解消のために積極的に努力する意欲と実践力を育てます。推進にあたっては、各種学級、講座や社会教育団体等の活動について、その方法や内容を検討するとともに、あらゆる機会と場を通して住民の生活課題と人権・同和問題のかかわりを明らかにし、多くの地域住民の参加による自発的学習活動を促進し、人権・同和問題の解決が町民自らの課題となるよう啓発に努めます。
- ② 住民の自主的活動を通じて、生活と教育・文化の向上を図るため、社会教育関係団体の育成等を通じて、教育の機会を多くし、自立と連携の意識を高め、住民それぞれが社会的役割を果たせるよう努めます。
- ③ 人権・同和問題に関する図書の充実を図り、その紹介を図書館だよりや町広報等で周知し、啓発を進めていきます。
- ④ 乳幼児期はひとつづくりの基礎となる重要な時期です。一人ひとりの子どもの個性を十分に理解し、発達の段階や個性に応じた教育（保育）を実施します。
- ⑤ 家庭は子どもの成長に大きな影響を与える重要な場であり教育の原点です。したがって、学校教育と社会教育とで連携を図りながら、家族相互のふれあいの中で豊か

な人間性を育て、人権・同和問題についての理解を深め、課題解決の実践力を高めるよう家庭における人権・同和教育を推進します。



(2) 学校教育・啓発の推進

- ① 単に知的理解だけにとどめるのではなく、人権・同和問題についての認識を深めて課題解決の実践力を高めるよう、児童、生徒に対し一人ひとりに即した適切な指導をします。
- ② 学校教育においては教職員自身が人権・同和問題の解決を自らの課題として捉えることが重要です。指導にあたっては、「差別は現存している」という認識に立って全教職員の人権・同和問題についての理解を深めるとともに、推進体制を確立し、児童、生徒を取り巻く地域の課題に基づいて、具体的目標と計画を立て、生活指導のすべての領域で取り組み、あらゆる差別を的確に把握して指導を行います。なお、就学前教育の重要性を認識し、保育園、児童館との密接なかかわりの中で小学校、中学校、高等学校の一貫した教育を推進するよう努めます。
- ③ すべての幼児、児童、生徒について、その環境が生活や学力の向上を阻害することのないよう、社会の各方面に進出し、社会的役割を果たせる能力、適性等の伸長を図って進路保障に努めます。



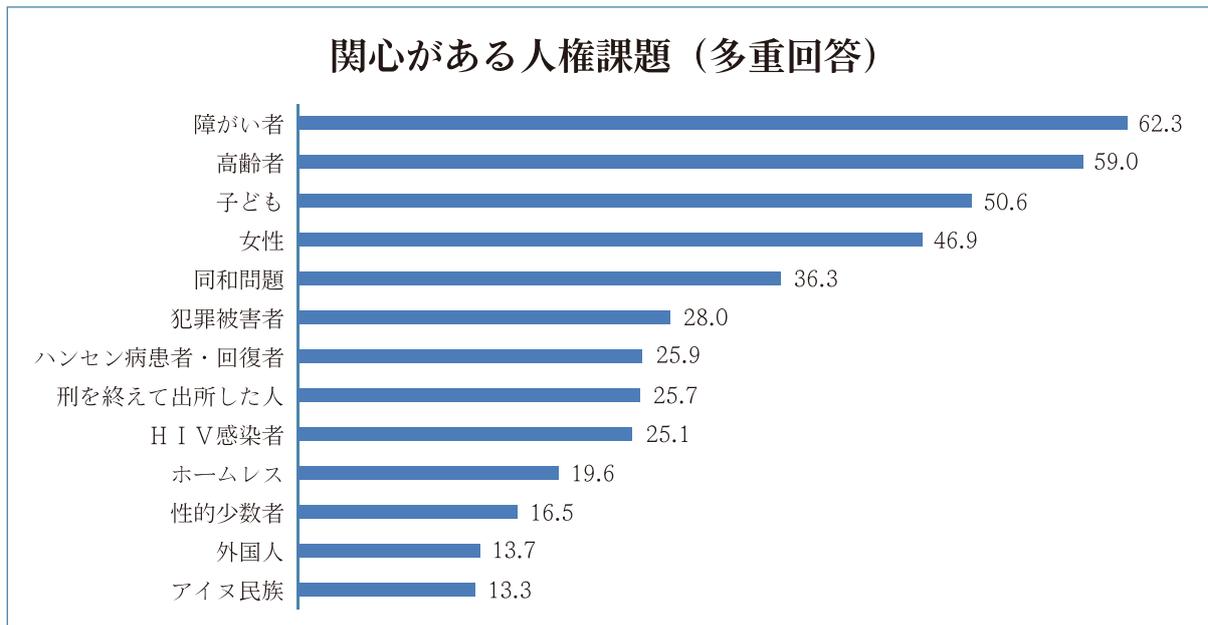
(3) 指導者の育成

町民意識調査では、学校の授業で同和問題を知った者は、同和地区出身者に対する差別はいけないと認識しているという結果が出ています。同和教育が「同和問題の認知度を高め、差別が生み出される」（いわゆる、「寝た子をおこすな」論）は当てはまらなないと考えます。

そのため、学校・家庭・地域における人権・同和教育を推進するために、深い理解と認識をもち、熱意と実践力を備えた指導者の育成に努めます。行政職員、教職員は、社会的立場を認識し、資質の向上を図るための研修会を開催し、行動できる行政職員、教職員とならなければなりません。

7. 個別の人権課題

町民意識調査によれば、「障がい者」(62.3%)、「高齢者」(59.0%)、「子ども」(50.6%)「女性」(46.9%)「同和問題」(36.3%)等、身近な人権課題に対して関心が高いことがわかります。



このような身近な個別の人権課題を入り口として、同和問題をはじめとする様々な人権課題を自らの問題として捉えるための教育や啓発、施策の推進のあり方や内容を検討する必要があります。また、同和問題等の具体的な人権課題に即した個別的なアプローチに加え、「法の下^{もと}の平等」や「個人の尊重」といった普遍的なアプローチにより、人権尊重の意識の高揚を図り、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいきます。